

北九州市建設工事登録業者調査要綱

(最終改正 平成29年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市建設工事有資格業者名簿登録業者及び北九州市測量及び建設コンサルタント有資格業者名簿登録業者（以下「登録業者」という。）の実態把握のための調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定め、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正な施工を確保することを目的とする。

(調査の目的)

第2条 調査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの調査の実施要領については、別に定める。

(1) 企業実態調査

登録業者の事業所を現地確認し、企業実態を具体的に把握するために行う調査

(2) 下請状況調査

工事を請け負った業者（以下「受注者」という。）について、当該工事にかかる技術者の配置状況、下請負の管理状況を把握するための調査

(3) 特別調査

登録業者の企業実態又は工事の施工実態等に問題がある場合において、その状況を確認するために行う調査

(4) 臨時調査

(ア) 新たに指名を行おうとする登録業者について、その実態を把握するために行う調査

(イ) 登録業者の事業所の新設、移転などに伴い臨時に行う調査

(調査員)

第3条 調査は次の各号に掲げる者が行う。

(1) 技術監理局契約部に所属する職員及び技術監理局契約部契約制度課に所属する嘱託員

(調査員の職務)

第4条 調査員は、建設業法、北九州市契約規則並びに北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則その他関係例規を熟知するとともに、あらかじめ調査の対象となる登録業者の資格審査申請書添付書類又は請負人が施工する工事の外注計画書等工事関係書類を書面で審査し、当該業者又は工事の概要を把握することにより効率的に調査を実施するものとする。

2 調査員は、調査にあたっては厳正な態度を保持するとともに、調査に従事することにより知り得た登録業者、請負人及び工事についての情報を技術監理局職員以外の者に漏洩してはならない。

3 調査員は、調査にあたっては、その身分を証明する身分証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

(調査の方法)

第5条 調査員は、調査を行う場合においては当該事業所の代表者又は役員又は従業員を調査に立ち合わせなければならない。

2 調査員は、調査に際し、対象者に調査の目的を説明し協力を求めるとともに、対象者の業務に支障のないよう配慮するものとする。

3 その他調査方法の詳細及び留意事項については別に定める。

(調査の中止)

第6条 調査員は、調査対象事業所の代表者から調査を拒まれたときは、調査を中止し、その顛末を技術監理局契約部長に報告しなければならない。また、当該事業所の代表者が日程調整に応じず、調査に協力する意志がないと認められる場合も同様とする。

(調査結果の報告、評価基準、措置)

第7条 調査結果は技術監理局契約部契約制度課で集約管理し、技術監理局契約部契約課に通知するものとする。技術監理局契約部契約課は調査結果を参考にして指名業者を選定しなければならない。

2 第2条第1号及び第4号の調査の登録業者に対する評価基準については、別に定める。

3 第2条第2号及び第3号の調査の結果、不適切な施工実態が判明した場合又は企業実態について問題がある場合の受注者に対する措置は、「建設工事等参加者の指名停止要綱」の規定による。

(情報の管理)

第8条 調査の結果は、契約管理システムに入力し管理するものとする。

2 技術監理局契約部に所属する職員は、調査によって知り得た登録業者及び工事に関する情報を契約関係事務以外の目的に利用してはならない。ただし、技術監理局契約部長が必要と認めるときは、工事発注課、工事監督課及び他の任命権者の契約事務担当部局へ情報提供することができる。

付 則

この要綱は平成5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。